

平成31年 3月25日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官  
働き方改革担当大臣  
一億総活躍担当大臣  
女性活躍担当大臣  
内閣府特命担当大臣  
( 少子化対策 )

様

盛岡市内丸10番1号  
岩手県会議長 佐々木 順 一

#### 企業による仕事と家庭の両立支援の一層の促進を求める意見書

企業による従業員の仕事と家庭の両立支援や子育て支援の一層の促進を図るため、一般事業主行動計画の策定義務を常時雇用従業員 100 人以下の企業にも拡大するとともに、その周知及び行動計画策定等の支援に努めるよう強く要望する。

#### 理由

少子化が進行する中、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、安心安全な環境で育っていけるよう、国を挙げて環境の整備を図るため、2005 年に次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」と言う）が施行されてから 13 年が経過した。

次世代法においては、企業による従業員の仕事と家庭の両立支援の推進を図るため、常時雇用従業員 301 人以上の企業に対し一般事業主行動計画の策定を義務付け、101 人以上 300 人以下の企業には努力義務が課せられたが、その後、更なる推進を図るため、2012 年からは計画策定の義務づけを従業員 101 人以上の企業に拡大し、努力義務を 100 人以下に引き下げたところである。

しかしながら、努力義務とされている従業員 100 人以下の企業の多くは未策定であり、今後、企業における子育て支援の一層の推進を図るためには、従業員 100 人以下の企業における計画策定を進めることが重要であると考えられる。

富山県では、条例により従業員 100 人以下の企業に対しても計画の策定を義務付け、2017 年からは 30 人以上の企業にも策定を義務付けた。石川県においても同様に 50 人以上、100 人以下の企業にも策定を義務づけたところであり、両県においては、企業や県民の仕事と家庭の両立や子育て支援に対する意識の向上が図られているところである。

全国的に少子化に歯止めがかからない中、国においても、富山県や石川県の取組を国全体に広げ、企業の理解と協力のもとに仕事と家庭の両立や子育て支援を進め、少子化対策の一層の推進を図ることが必要である。

よって、国においては、企業による従業員の仕事と家庭の両立支援や子育て支援の一層の促進を図るため、一般事業主行動計画の策定義務を常時雇用従業員 100 人以下の企業にも拡大するとともに、その周知及び行動計画策定等の支援に努めるよう強く要望する。

上記のとおり地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。